

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009長第10号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成20年12月28日（日） 05時25分ごろ	
発生場所	熊本県八代市港町白島三角点から真方位214° 265m付近 (概位 北緯32° 30.70′ 東経130° 33.87′)	
事故等調査の経過	平成21年1月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A モーターボート みゆき丸、1.9トン 293-36782熊本、個人所有 B 漁船 眞幸丸、1.5トン KM3-45258（漁船登録番号）、個人所有 C 漁船 明光丸、0.6トン KM3-70420（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 B 船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
死傷者等	A なし B 負傷 2人（船長B及び甲板員B）	
損傷	A 左舷船首部擦過傷 B 操舵室囲壁切断、プロペラ曲損及び左舷中央部擦過傷 C なし	
事故等の経過	A船は、船長Aが乗り組み、八代港において北東進中、B船は、船長Bほか1人が乗り組み、C船を船尾に引き、B船引船列を構成して西進中、平成20年12月28日05時25分ごろ、A船の船首部とB船の左舷中央部とが衝突した。 衝突の結果、船長Bが左腸骨部、腰部、左上腕各挫傷を、甲板員Bが左鎖骨、右上腕各挫傷を負い、船長Aは負傷しなかった。A船及びB船に損傷を生じた。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海面 平穏	
その他の事項	船長Aは、この時間に出港する漁船はいないと思っていた。 船長Bは、A船の灯火に気付いていたが、A船が避航してくれるものと思っていた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし A船が八代港において北東進中、適切な見張りを行っていなかったため、西進するB船引船列に気付かず、横切り状態で接近するB船引船列に対して避航船としての行動をとらなかったものと考えられ

		る。 B船引船列が、保持船として衝突を避けるための最善の協力動作をとらなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、八代港において、A船が北東進中、B船引船列が西進中、A船が適切な見張りを行っていなかったため、B船引船列に気付かずに航行し、また、B船引船列は、保持船として衝突を避けるための最善の協力動作をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	